

さいたま市農業振興ビジョン 2021
(都市農業基本指針)
素案 (案)

令和2年7月

さいたま市

目 次

I さいたま市農業振興ビジョン 2021 策定にあたって

1	さいたま市農業振興ビジョン 2021 策定の趣旨	2
2	さいたま市農業振興ビジョンの位置付け	3
3	計画期間	3
4	さいたま市の農業を取り巻く法制度の変化	4
5	さいたま市の農業の多面的な機能	6

II さいたま市農業の現況

1	さいたま市の農業	8
2	さいたま市の農家	12
3	さいたま市の農地	15
4	さいたま市の農業振興に向けた主な取組	17
5	さいたま市の農業に関する農家・市民の意向	19
6	さいたま市の農業の課題	26

III 計画の方針

1	基本理念	28
2	基本方針	29
3	施策の体系	30

IV 施策の内容

1	担い手の確保・育成と農業経営の安定化	34
2	地産地消の推進	40
3	農地の保全と有効利用	47
	目標指標	53

V さいたま市農業振興ビジョンの推進に向けて

1	各主体の役割	55
---	--------	----

VI 資料編

I

さいたま市農業振興ビジョン2021

策定にあたって

1 さいたま市農業振興ビジョン 2021 策定の趣旨

「さいたま市農業振興ビジョン」(以下「旧ビジョン」という。)は、さいたま市の農業施策の方向性を示すため、平成16年度に策定されました。その後の岩槻市合併に伴い、平成17年度に一部増補を行い、2回の改訂(平成21年4月、平成26年3月)を経て、令和3年3月に計画期間の満了を迎えます。

旧ビジョンでは、「百万人の農～農と都市が支え合う豊かな暮らしの実現～」という理念のもと、3つの基本方針「持続可能で元気なさいたま市『農業』を確立します」、「多面的機能を活かした『農地』の保全を進めます」、「農のある豊かなくらしを共有する『農コミュニティ』を育みます」に沿って、各施策を推進してきました。また、平成26年3月の改訂の際には、旧ビジョンを「さいたま市都市農業の振興に関する条例(平成24年12月制定)」第17条に規定する「都市農業基本指針」に位置づけるとともに、さいたま市の附属機関として都市農業審議会を設置し、都市農業の振興に関する重要事項について調査審議を行ってきました。

前改訂から5か年が経過しましたが、その間、農業従事者の高齢化、担い手不足、農地の減少がさらに進み、さいたま市の農業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。そのような中、国は、平成28年5月に「都市農業振興基本計画」を閣議決定し、都市農地の位置づけを「宅地化するべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、都市農地を、環境共生型の都市を形成する上で重要な役割を果たすものと捉えるなど、都市農業振興に関する新たな施策の方向性を示しています。

また、市政を総合的、計画的に運営するための最も基本となる計画である「さいたま市総合振興計画」についても、令和3年3月に計画期間の満了を迎えますが、次の10年間を見据えたさいたま市総合振興計画では、新たに「持続可能で魅力ある都市農業の振興」という節が設けられ、さいたま市の今後の施策の方向性として、「農業の多面的な機能を重視しながら、農業環境の整備や農地の保全を図るとともに、地産地消の推進や付加価値の形成を通じて、都市農業の活性化に取り組む」と明記されています。

昨今の農業を取り巻く環境の変化やさいたま市の農業が抱える課題などを踏まえ、農業施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3(2021)年度からの10年間に取り組むべき施策を取りまとめ、ビジョン2021を策定しました。

2 さいたま市農業振興ビジョン 2021 の位置付け

ビジョン2021(以下、本ビジョン)は、「さいたま市総合振興計画」の経済・産業の個別計画として位置づけられるとともに、「さいたま市都市農業の振興に関する条例」が定める「都市農業基本指針」として、さいたま市の農業振興の方向性を示す計画であり、国・県の関連計画やさいたま市の「農業振興地域整備計画」や「田園環境整備マスタープラン」などの計画とも連携します。また、国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)では目標2「飢餓をゼロに」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標12「つくる責任つかう責任」と関連しています。

今回の改定で、都市農業振興基本法や国が定めた都市農業振興基本計画の趣旨を踏まえ、本ビジョンを都市農業の振興に関する計画(地方計画)に位置付けます。

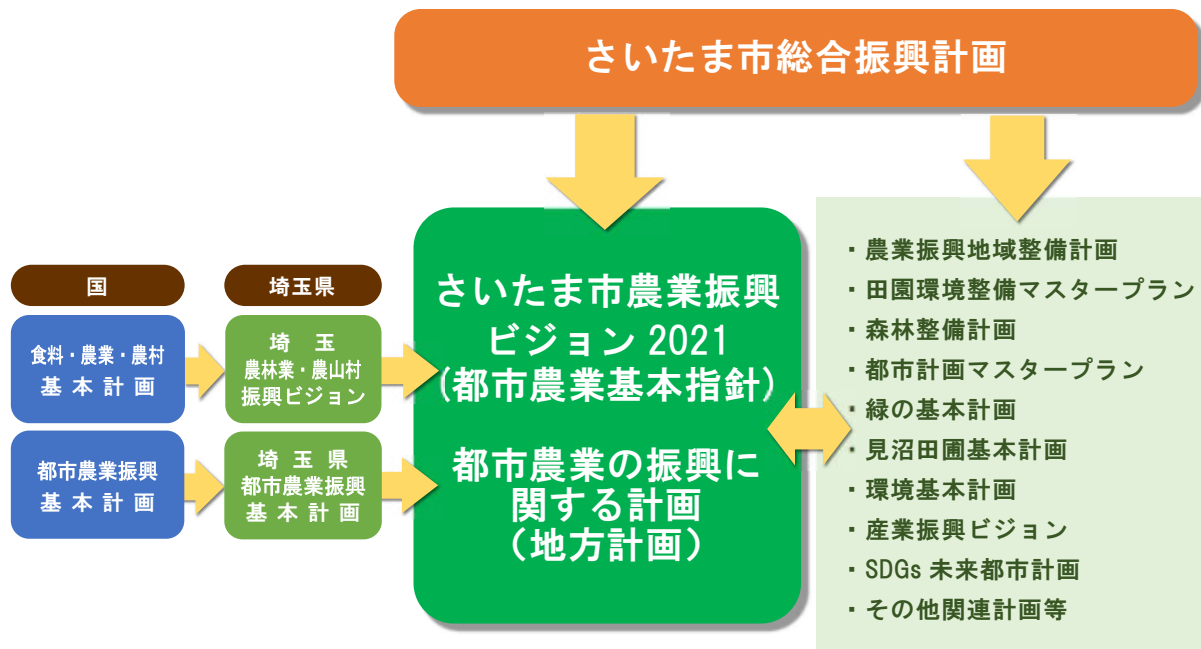


図1 さいたま市農業振興ビジョン2021の位置付け

3 計画期間

本ビジョンの計画期間は、さいたま市総合振興計画が令和12年度までを計画期間としていることを踏まえ、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度の10年間とし、今後の社会・経済情勢の変化に対応して、必要に応じ変更を行うものとしします。

4 さいたま市の農業を取り巻く法制度の変化

平成26年度以降のさいたま市の農業を取り巻く法制度の変化として、主なものは以下のとおりです。

(1) 都市農業振興基本法の施行と都市農業振興基本計画の策定

平成27年4月に「都市農業振興基本法」が施行され、第9条の規定に基づき、平成28年5月に「都市農業振興基本計画」が策定されました。

都市農地は、生産緑地地区に指定された農地以外は、「宅地化すべきもの」と位置づけられてきましたが、ライフスタイルの変化や都市住民の意識・ニーズの変化などから都市農業が果たしてきた農産物の供給機能に加え、防災、景観形成、環境保全、農業体験や学習の場、農業や農業施策に対する理解の醸成などの多様な機能が評価され、法施行後は都市に「あるべきもの」へと位置づけが大きく転換しました。

また、「都市農業振興基本法」第10条では、地方公共団体においても「都市農業の振興に関する計画(地方計画)を定めるよう努めなければならない」と定められました。

(2) 農業委員会法の改正

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年9月に公布され、農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月から施行されました。

農地等の利用の最適化を推進するため、主に以下の3点が改正されています。

- ① 農業委員会の最も重要な事務が「農地等の利用の最適化の推進」であることが明確化されました。
- ② 農業委員の選出方法が「市町村長の任命制」に変更されました。
- ③ 農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う「農地利用最適化推進委員」が新設されました。

さいたま市では、平成28年10月に「さいたま市農業委員会の委員等に関する条例」を制定し、平成29年5月から新体制となり、農地利用の最適化の推進に取り組んでいます。

(3) 生産緑地法の改正

良好な都市環境の形成に資するため、都市緑地法等の一部を改正する法律が平成29年5月に公布され、生産緑地法も一部改正されました。

改正の主な内容は以下の3点です。

- ① 生産緑地地区の面積要件について、市町村は条例により500m²以上から300m²以上に引き下げが可能になりました。
- ② 生産緑地地区内において、農産物等加工施設、農産物等直売所、農家レストランの設置が可能になりました。
- ③ 生産緑地地区の都市計画決定後30年経過するものについて、買取り申出が可能となる期日を10年延長できる「特定生産緑地制度」が創設されました。

さいたま市では、①については平成29年12月に、「さいたま市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を制定し、面積要件を引き下げました。

(4) 都市農地貸借法の施行

平成30年9月に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行されました。

市街化区域内の農地のうち、生産緑地地区の区域内の農地において、次のことが可能となりました。

- ① 農地所有者は相続税の納税猶予を受けたままで「自ら耕作する方」に農地を貸すことが可能になりました。自ら耕作する方は、耕作の事業に関する計画を作成し、農業委員会の決定を経て、市町村の認定を受けることで、農地を借りることが可能になりました。
- ② 農地所有者は相続税の納税猶予を受けたままで「市民農園を開設する方」に直接農地を貸すことが可能になりました。市民農園の開設者は、農地所有者及び市町村と協定を締結し、農業委員会から承認を受けることで、農地を借りることが可能になりました。

5 さいたま市の農業の多面的な機能

都市農業振興基本法では、「都市農業」を「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」と厳密に定義していませんが、本市の「さいたま市都市農業の振興に関する条例」では、「都市農業」を「大消費地に位置するという利点を生かしつつ、市民に新鮮で安全かつ良質な農産物等を供給し、及び農業の有する多面的機能を備えた市の全域で営まれる農業」と、市内で行う農業は全て「都市農業」と定めています。

都市農業は農産物を供給するという機能に加え、良好な景観の形成、環境の保全、防災、交流の場の提供など多面的な機能を有しています。今後の都市農業の展開においては、安定的かつ持続的な農業経営の確立はもとより、これらの多面的な機能の一層の発揮に向けて、農業情勢の変化や多様化する市民ニーズを的確に受け止め、迅速かつ柔軟に施策に取り組むことが重要です。

都市農業の多面的な機能

① 農産物を供給する機能

都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能

② 良好な景観を形成する機能

緑地空間や水辺空間を提供し、都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす機能

③ 農業に対する理解と親しみを深める機能

身近に存在する都市農業を通じて、都市住民の農業や農業政策に対する理解を醸成する機能

④ 環境を保全する機能

都市の緑として、雨水の貯留・浸透、地下水の涵養、生物多様性の保全等に資する機能

⑤ 防災機能

災害時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地等のための防災空間としての機能

⑥ 交流の場を提供する機能

都市住民や学童の農業体験・学習の場及び生産者と都市住民の交流の場を提供する機能



大谷コスモスまつり



栽培指導つき農園



児童体験農園

Ⅱ

さいたま市の農業の現況

1 さいたま市の農業

さいたま市の農業は、首都圏という大消費地に位置し、高度集約的な農業経営の発展とともに米や野菜、植木・苗木、花き、果樹などの生産が活発に行われており、多くの農産物直売所が開設されています。県内でも有数の早場米の産地であり、さつまいもをはじめとしたいも類は県内でも有数の産出額を誇っています。

II
さいたま市の
農業の現況



図2 さいたま市の農業生産分布

(出典: 令和2年版さいたま市農情報ガイドブック/さいたま市)

表1 平成27年市内農産物の作付面積

順位	作物名	面積 (ha)
1	水稻	1,022
2	ほうれんそう	47
3	さといも	41
4	ねぎ	33
5	だいこん	18
6	さつまいも	16
7	はくさい	14
7	トマト	14
9	ばれいしょ	13
10	陸稲	12
10	日本なし	12

(出典: 2015年農林業センサス/農林水産省)

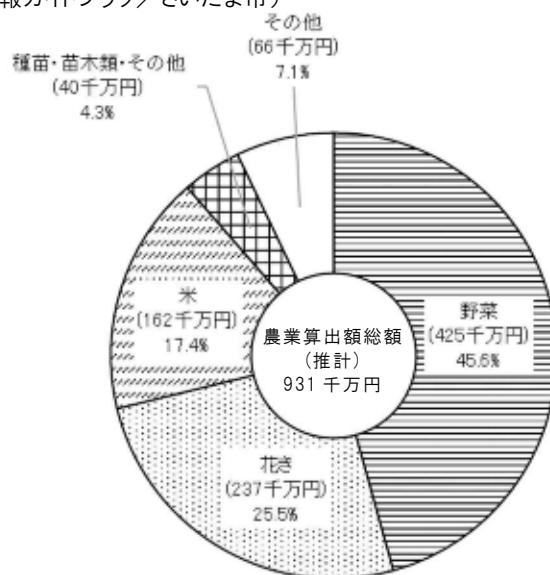


図3 平成30年さいたま市農業算出額(推計)

(出典: 市町村別農業算出額(推計)/農林水産省)

市内農地の利用は、立地や営農環境などの違いから大きく3つの地域特性が見られます。

①西部：荒川流域

荒川流域の水田地帯は県内有数の早場米の生産地帯になっており、水稻生産を軸に活性化が期待される地域です。大宮台地の西部では梨、ぶどうなどの果樹や野菜が栽培されています。

②中部：見沼田圃地域

見沼田圃地域では、植木・苗木・直売向けの野菜の他、ブルーベリー・梨・ぶどうなどの観光農園、大宮台地の中心部から安行台地にかけては野菜・花き・植木が作付けされ、チコリーやさいたま市発祥のさつまいも「^{べにあか}紅赤」のブランド化も進められています。立地条件を活かし、都市部の消費者への直売や農業体験の提供を軸に活性化が期待される地域です。

③東部：綾瀬川・元荒川流域

綾瀬川・元荒川流域では水稻や転作作物で特産品のクワイ、岩槻台地では小松菜・山東などの施設栽培が活発で、JA中心の共販による市場出荷が行われているとともに、ヨーロッパ野菜の生産・普及活動が行われています。生産性の向上を図り、従来の産地形成を更に強化し、市場出荷を軸とした活性化が期待される地域です。

③東部：綾瀬川・元荒川流域

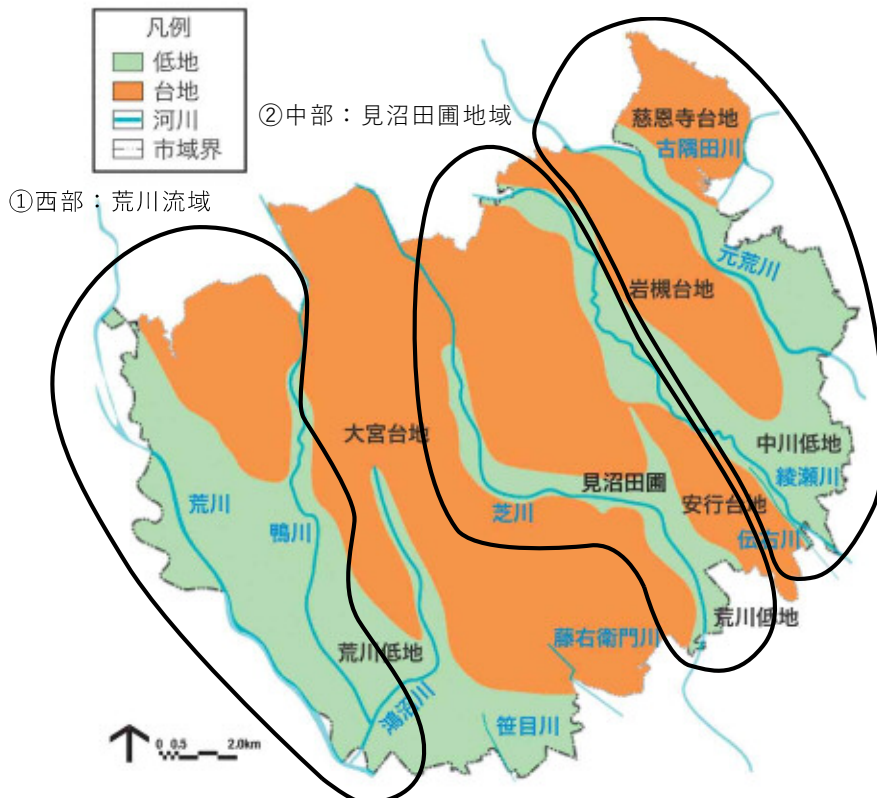


図4 さいたま市の地形

(出典：さいたま市都市計画マスタープラン／さいたま市)

さいたま市の特産品

「紅赤(べにあか)」

紅赤は、明治31年(1898年)に木崎村(現在のさいたま市浦和区)で、山田いちさんが発見したさつまいもの品種で、「金時いも」「さつまいもの女王」とも呼ばれていました。皮色が鮮やかな赤紫色、長紡錘形の形をしており、肉質は黄色で粉質、味や口当たりが良いため、以前は埼玉県内をはじめ全国に広く普及していましたが、植付けに適した時期が短い、肥料、土質や病虫害への適応力が低いなど栽培が難しく、栽培農家が減少しています。

現在は紅赤生産者組合である「さいたま市紅赤研究会」が中心となって栽培を行っていますが、本市でも市内で発見された品種を守るため、苗の導入、貯蔵法や肥料比較などの栽培試験結果の共有、紅赤を使った市内お菓子店の商品開発など、生産から販売まで一貫した支援を行うことで、紅赤のブランド化を推進しています。



「くわい」

くわいはオモダカ科の多年生水生植物で、地下にできる塊茎(かいけい)という部分を食用とします。大きく長い芽が出ること、塊茎の着生が慈母が幼児に授乳する姿を連想させること、旺盛な生育を見せることなどから「おめでたい」「子孫繁栄」「健康で立身出世する」と、縁起物としてお正月料理や慶事に欠かせない食材になっています。

市のくわい生産の歴史は古く、江戸中期に綾瀬川流域の湿田地帯で始まったとされ、現在は緑区の「高畑くわい出荷組合」、岩槻区の「岩槻くわい共販組合」などを中心に行われています。埼玉県で生産される「青くわい」は、関西をはじめ各地で人気の高級食材となっており、生産者は、くわい独特の青色を際立たせるため収穫直前に洗抜き作業を行ったり、芽を傷つけないよう丁寧な収穫作業を行ったりと、良質なくわいを栽培、出荷するための努力を重ねています。



「チコリー」

チコリーはアンディープ、ベルギーチコリともよばれる北ヨーロッパ原産のキク科多年生植物で、和名を菊苦菜(きくにがな)といいます。白菜の芯に似た紡錘形の葉菜で、生食するとサクサクした歯ざわりがあり、上品なほろ苦さとさわやかな香りが楽しめます。トンネルなどで日光を遮り、暗い場所で葉を成長させる「軟化栽培」を行っていることも特徴で、葉が色づかないよう早朝や夕方に出荷作業をしています。

さいたま市では、昭和 59 年に緑区尾間木地区にある3軒の農家が共同で「浦和軟化蔬菜出荷組合チコリー部会」を創設し、輸入品に頼っていたチコリーの栽培を始めました。現在、さいたま市産チコリーは旬の季節には市場やレストランなどで高い評価を得ています。



問合せ：農業政策課

さいたまヨーロッパ野菜研究会の取組

「輸入のヨーロッパ野菜は高価で鮮度が低い。地元で栽培できないか。」というレストランシェフ達の声をきっかけに、平成 25 年、市内若手農家を中心に、飲食店、卸・種苗会社などが「さいたまヨーロッパ野菜研究会」を結成し、ヨーロッパ野菜の地産地消、栽培普及の取組を始めました。平成 27 年には芝浦工業大学と連携して生産支援・販売管理のITシステムを導入、平成 28 年には農事組合法人「フェネル」を設立し、安定供給が難しいとされたヨーロッパ野菜の産地化を目指し、経営安定化、作業効率化、経営多角化などの事業展開を進めてきました。

現在、13名の生産者が年間を通じて約70種のヨーロッパ野菜を生産し、埼玉県内を中心に1,200店舗以上のレストランに出荷するなどヨーロッパ野菜産地としては国内最大級に成長しており、更なる普及のため、学校給食への導入や一般向け販売の開始、レストラン等と連携したイベント開催等に取り組んでいます。

(さいたまヨーロッパ野菜研究会 HP：<https://saiyoroken.jimdofree.com/>)



問合せ：農業政策課

2 さいたま市の農家

都市化の進展や社会・経済情勢の変化に伴い、農業就業人口の減少、農業従事者の高齢化、農業後継者不足が進んでいます。

さいたま市の農業就業人口及び販売農家数に対する農業就業人口の割合は、平成2年には8,422人(0.84%)でしたが、平成27年には3,641人(0.29%)と減少しており、農業就業人口は減少しています。

平成27年の農家戸数は3,728戸で、専業農家が757戸、第1種兼業農家が192戸、第2種兼業農家が1,155戸、自給的農家が1,624戸です。

農業就業人口のうち、主に農業に従事している「基幹的農業従事者」は、平成27年には3,199名で、男性1,768名、女性1,431名です。年代別では、50代未満が1割、50代が1割、60代が3割、70代以上が5割で、基幹的農業従事者の平均年齢は67.3歳です。

平成27年の経営体ごとの経営耕地面積規模別にみると、1ha未満が5割超で最も多く、1ha以上2ha未満が3割、2ha以上が1割です。

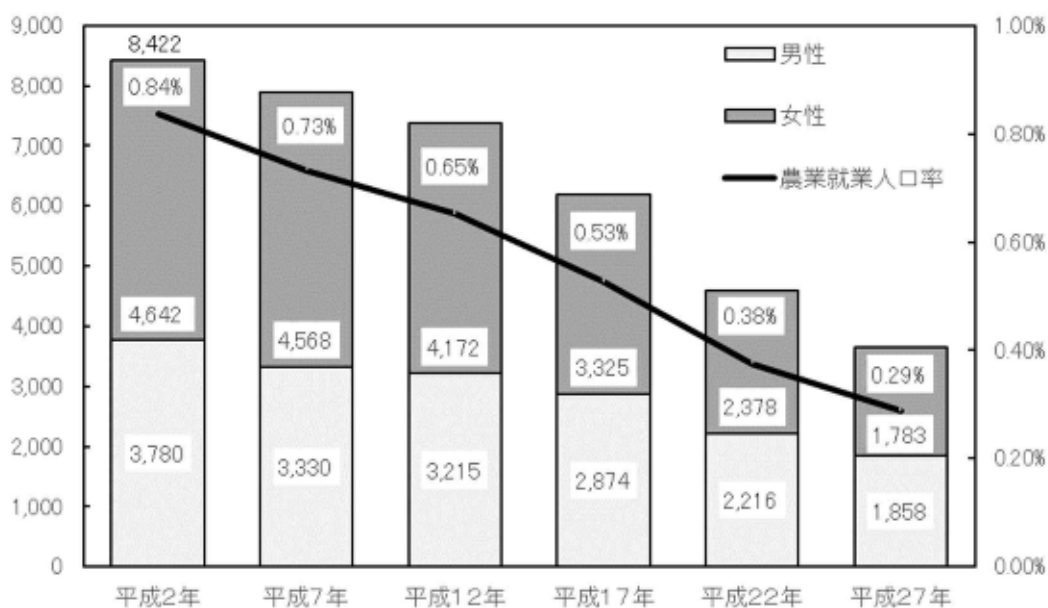


図5 さいたま市の農業就業人口
(出典：農林業センサス／農林水産省)

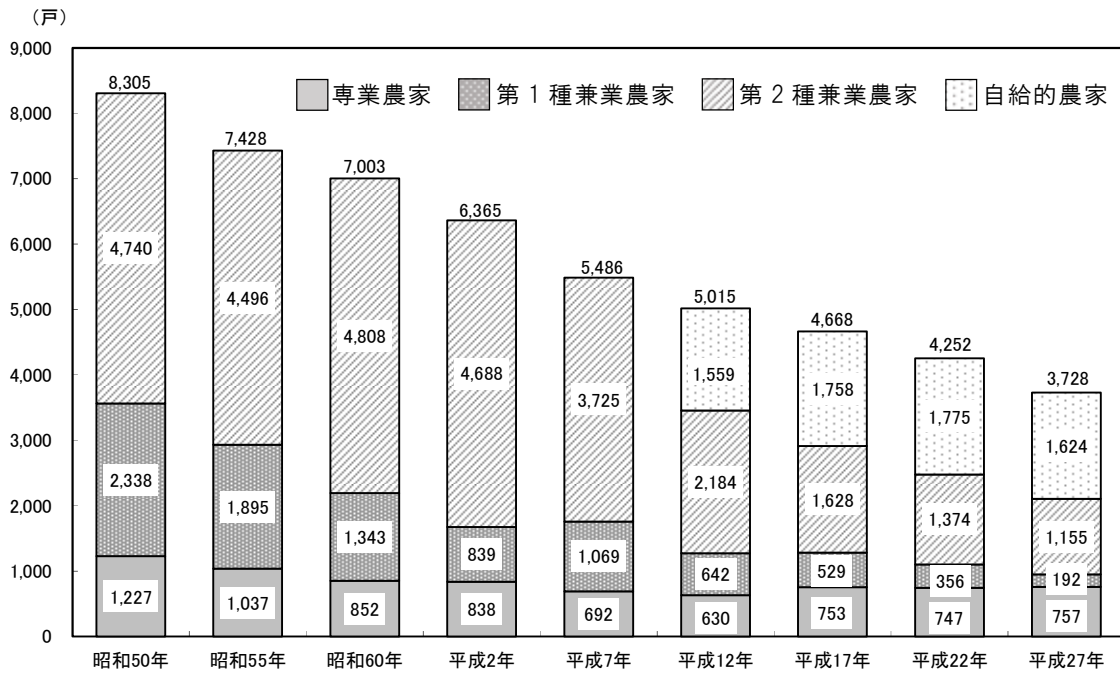


図6 さいたま市の専業別農家戸数
(出典:農林業センサス/農林水産省)

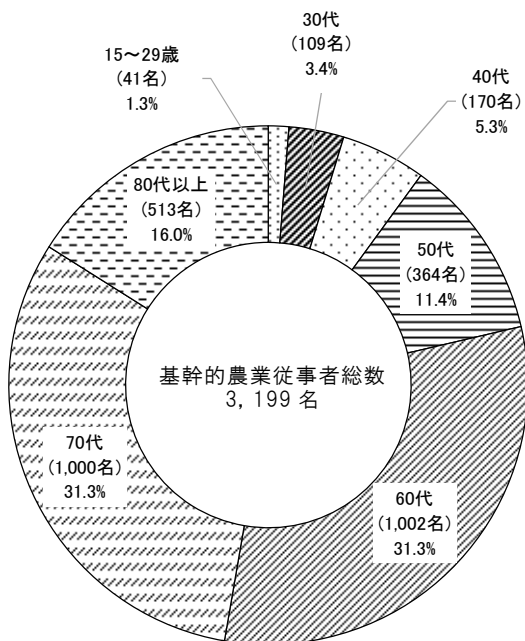


図7 さいたま市の基幹的農業従事者数
(出典:2015年農林業センサス/農林水産省)

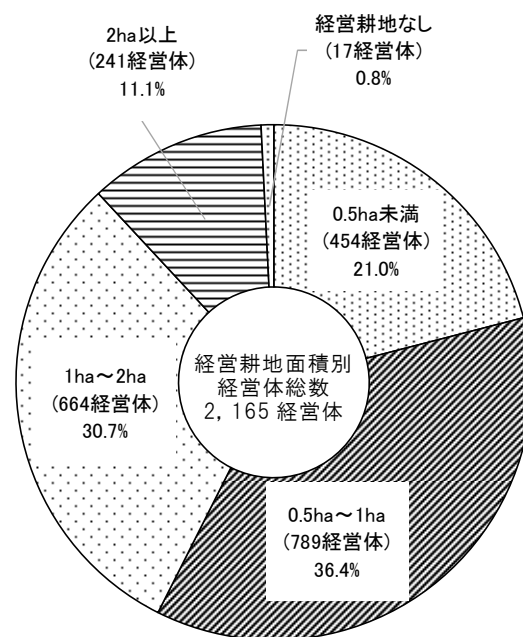


図8 さいたま市の経営耕地面積規模別経営体数
(出典:2015年農林業センサス/農林水産省)

『農林業センサス』とは

農林業センサスとは、農林業構造統計(統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に規定する基幹統計)を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的とした農林水産省が5年ごとに行う調査です。

●主な用語の定義

農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。 「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
販売農家	経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30a未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
専業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員(農業従事者)のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。
基幹的農業従事者	農業就業人口(自営農業に主として従事した世帯員)のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。
経営耕地	調査期日現在で、農林業経営体が経営している耕地(けい畔を含む田、樹園地及び畑)をいい、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積。 経営耕地＝所有地(田、畑、樹園地)－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

3 さいたま市の農地

さいたま市の農地面積(農地台帳集計値)は4,415ha(令和元年)、市域面積に占める割合は約20%です。耕地面積(農林水産省の面積調査による統計値)は3,300ha(令和元年)です。都市化の進展に伴い、農地は宅地・道路などへ転用され、平成2年と令和元年を比較すると、耕地面積はおよそ30年間で約33%減少しています。地目別には、畑の減少が11.8%に対し、田の減少は47.5%と田の減少が顕著です。また、農業従事者の減少により、遊休農地が発生しています。令和元年度には、約77.6haの遊休農地があり、限りある農地を有効利用する上でその解消は喫緊の課題です。

Ⅱ
さいたま市の
農業の
現況の

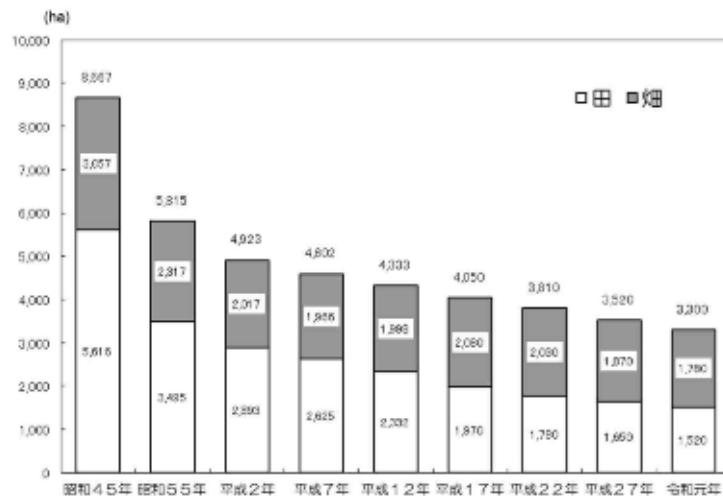


図9 さいたま市の耕地面積
(出典:作物統計調査/農林水産省)

表2 さいたま市の農地に関するデータ

項目	データ	
さいたま市の面積 注1	都市計画区域	21,743ha(100%)
	市街化区域	11,698ha(53.80%)
	市街化調整区域	10,045ha(46.20%)
農地面積 注2	合計	4,415ha(100%)
	田	1,950ha(44.17%)
	畑	2,465ha(55.83%)
農業振興地域 注3	総面積	8,100.30ha
	うち農用地区域面積	2,486.81ha
遊休農地面積 注4	合計	77.57ha
さいたま市都市計画生産緑地地区 注5	地区数	1,297地区
	面積	311.05ha

注1:平成28年10月7日告示(市街化区域面積)。令和元年度全国都道府県市区町村別面積調(10月1日時点)国土地理院発表(都市計画区域面積=行政面積)。

※市街化調整区域面積は「都市計画区域面積-市街化区域面積」で算出。

注2:農地台帳集計結果(令和元年8月1日時点)

注3:令和元年10月28日告示

注4:さいたま市農業委員会調べ(令和元年12月時点)

注5:令和元年12月時点

II. さいたま市の農業の現況

一方で、さいたま市には見沼田圃や荒川、綾瀬川、元荒川流域の豊かな水田地帯など貴重な優良農地が広がっています。今後、農業の振興を基調としながら自然環境を保全し、市民生活にやすらぎや潤いを提供する「水とみどりのネットワーク」としてより一層活用していくことが求められています。

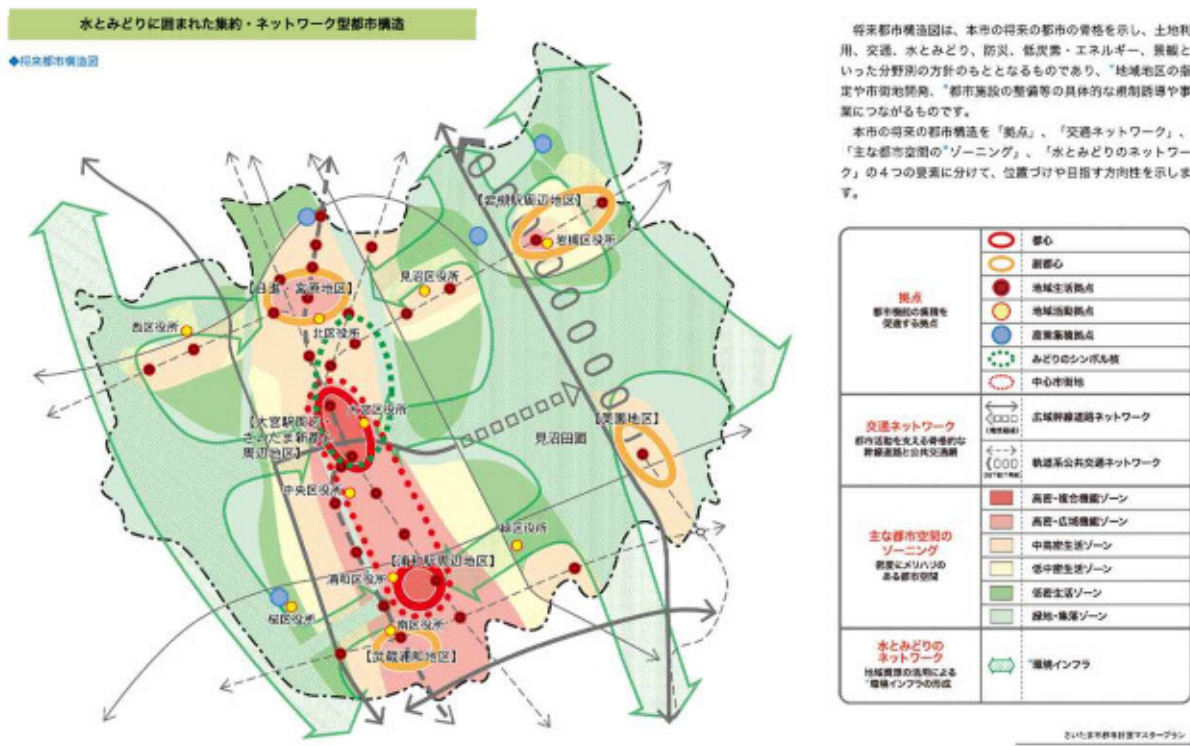


図10 さいたま市の将来都市構造図
(出典:さいたま市都市計画マスタープラン/さいたま市)

『見沼田圃』とは

見沼田圃とは、さいたま市の中央部と川口市にまたがる約 1,260ha の貴重な大規模緑地空間で、たんぼや畑、雑木林、河川や見沼代用水など豊かな田園風景が残り、農業生産の場としてはもちろんのこと、多様な野生生物の生息の場や自然とのふれあいの場となっています。

昭和 33 年9月の台風 22 号(狩野川台風)により、芝川下流域の川口市市街地が浸水するという大きな被害が発生しました。この時、見沼田圃全域が湛水したことにより下流の被害が抑えられたため、その遊水機能が注目されました。そのため、昭和 40 年に宅地化は原則として認めないとする「見沼三原則」が埼玉県により制定され、主に治水上の観点から開発が抑制されてきました。その後、平成7年に新たな土地利用の基準として「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」が埼玉県により策定され、治水機能を保持しつつ、農地、公園、緑地等として土地利用を図る区域となっています。

問合せ:見沼田圃政策推進室

4 さいたま市の農業振興に向けた主な取組

さいたま市では、旧ビジョンに基づき、以下の項目を「重点プロジェクト推進目標」として取り組みました。

取組項目	主な取組状況
特別栽培農産物件数	○令和元年度末:295件【令和2年度末目標:245件】 ○市発行の農情報ガイドブックに特別栽培農産物の利用店を掲載しました。
エコファーマー数	○令和元年度末:2人【令和2年度末目標:200人】 ○GAP制度認証への移行によりエコファーマー数は減少したため、GAP認証への支援の強化に取り組みました。
ブランド化農産物の商品開発店舗数	○令和元年度末:21件【令和2年度末目標:24件】 ○市内生産者や商工業者と協力して、本市発祥の「 ^{べにあか} 紅赤」の商品化を図り、市内産農産物のPRを行いました。
認定農業者経営体数	○令和元年度末:212経営体【令和2年度末目標:180経営体】 ○講習会を開催しフォローアップするとともに、農業機械や施設の導入支援に取り組みました。
農業生産法人 (農地所有適格法人)	○令和元年度末:2法人【令和2年度末目標:7法人】 ○一般法人でも農地の貸借や利用権設定ができるようになったため、農地所有適格法人の増加はありませんでした。
直売所設置数	○令和元年度末:26箇所【令和2年度末目標:30箇所】
新規就農者総数	○令和元年度末:84人【令和2年度末目標:95人】 ○新たに農業を志す方を対象に農業研修を実施し、新規就農者の確保・育成を図りました。
遊休農地解消・活用面積	○令和元年度末:10.1ha 解消【令和2年度末目標:7ha】 ○農業委員及び農地利用最適化推進委員による所有者への維持管理の通知・啓発を行い、遊休農地解消に努め、「菜の花まつり」開催を通じ、遊休農地の増加防止を図りました。
企業等による農業参入 や農地活用数	○令和元年度末:11件【令和2年度末目標:9件】 ○農地情報の収集に努め、円滑な利用権設定を図りました。
利用権設定面積	○令和元年度末:157ha【令和2年度末目標:110ha】 ○貸し手及び借り手の意向調査、情報の収集・提供を行うとともに、農業委員及び農地利用最適化推進委員による地域での活動や広報を通して、農地の貸借を進めました。

II. さいたま市の農業の現況

取組項目	主な取組状況
栽培収穫体験農園数	○令和元年度末:48箇所【令和2年度末目標:18箇所】
市民農園利用区画数	○令和元年度末:2,730区画【令和2年度末目標:2,700区画】 ○見沼グリーンセンターでの市民農園の運営や、都市住民が自然に親しみながら農業体験できる特定農地貸付などによる市民農園の新規開設を支援しました。
小・中学校における農業体験教室実施校	○令和元年度:35校【令和2年度末目標:40校】 ○市内各小・中学校で野菜・米作り等を行う「学校教育ファーム」や、農業者やNPO法人の協力を得て米作りや里芋作り等の農作業体験を行う「ふれあい・夢ファーム」の活動に取り組みました。
ランドコーディネーター数	○令和元年度末:52人【令和2年度末目標:70人】 ○アグリ・カルチャー・ビジネススクールを開校し、ランドコーディネーターとして認定し、農業・農地が持つ多面的機能や、農業関連法や各種計画等の複合的な知識と技能を有する「農」の新たな担い手を育成し、本市の都市農業の発展を支援する人材として支援しました。

5 さいたま市の農業に関する農家・市民の意向

農家意向・意識調査(令和元年度)

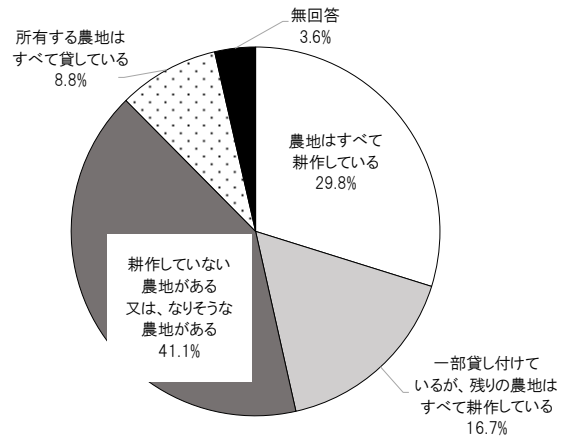
【調査の概要】

- 調査の目的: 農業に対する農家の意向等を把握し、今後の農政運営の参考とすることを目的に、さいたま市(経済局)が実施した調査
- 調査の対象: 次のいずれかに当てはまる方
 - ①10a以上の農地を所有している方
 - ②貸し付けている又は借り受けている農地がある方
 - ③生産緑地を保有している方
- 調査の方法: 郵送による配布・回収
- 調査の期間: 令和元年(2019年)8月21日～9月30日
- 配布数: 6,110票
- 有効回収数: 3,006票(回収率: 49.2%)

【調査の結果】

(1) 農地の利用状況について

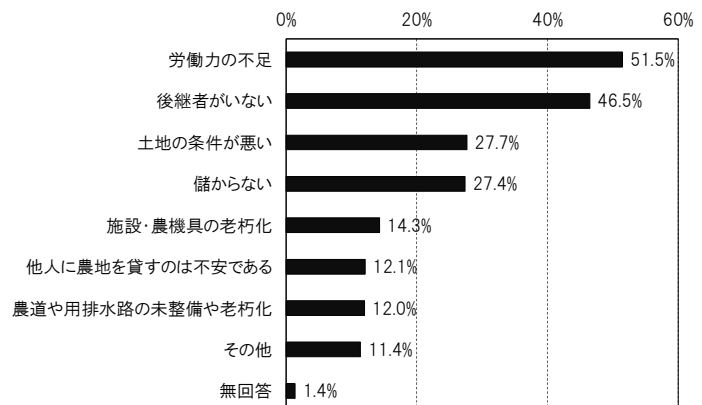
「耕作していない農地がある又は、なりそうな農地がある」が約41%(1,236戸)あり、今後、耕作していない農地や貸借が行われる農地が増加する可能性があります。



(回答者数3,006、単数回答)

(2) 継続的な耕作が難しい理由

継続的な耕作が難しい理由として、「労働力の不足」約52%(637戸)、「後継者がいない」約47%(575戸)などがあり、人手に関する問題が挙げられます。



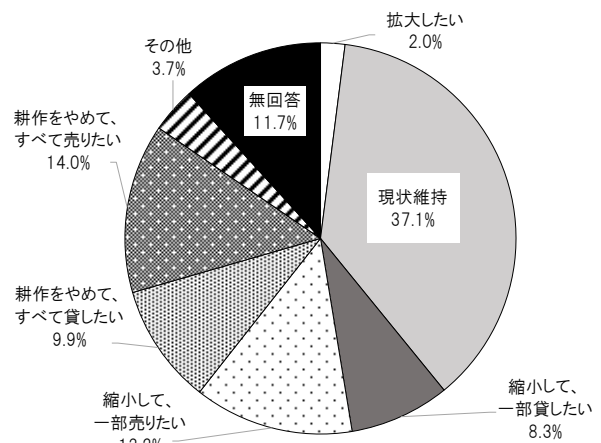
(回答者数1,236、複数回答)

※(1)で「耕作していない農地がある又は、なりそうな農地がある」と回答した農家(1,236戸)が対象

(3)5年から10年後のご自身の経営規模について

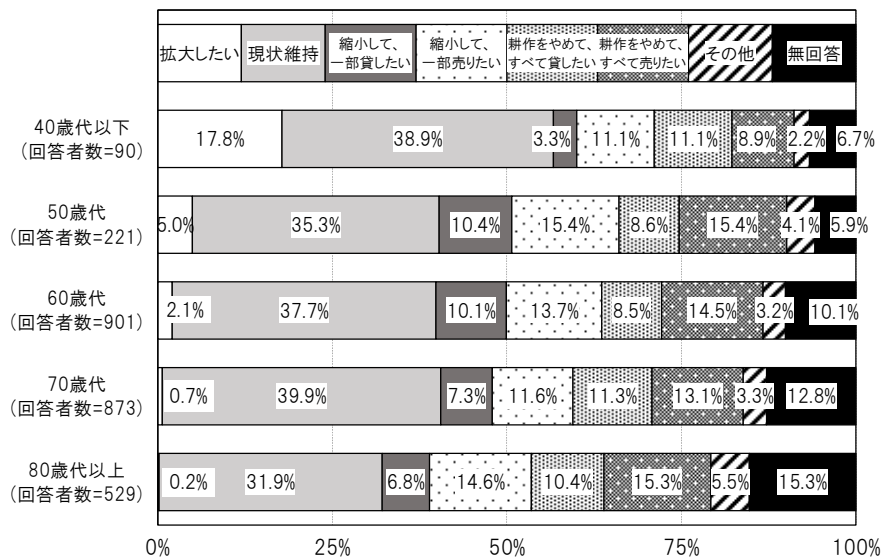
将来の経営規模は、「拡大したい」は約2%（53戸）、「現状維持」は約37%（977戸）であり、一方で、縮小や売却・賃借を希望する農家は全体の約5割を占めています。

年齢別や面積別でみると、経営規模を「拡大したい」農家は、若い農業者や耕作面積が大きい者ほど増加傾向にあります。

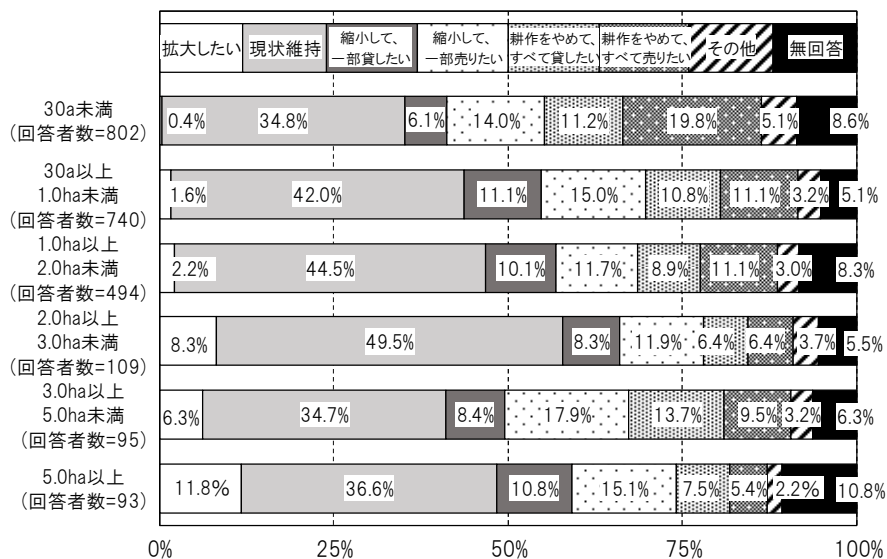


(回答者数2,633、単数回答)

[年齢別]



[耕作面積別]



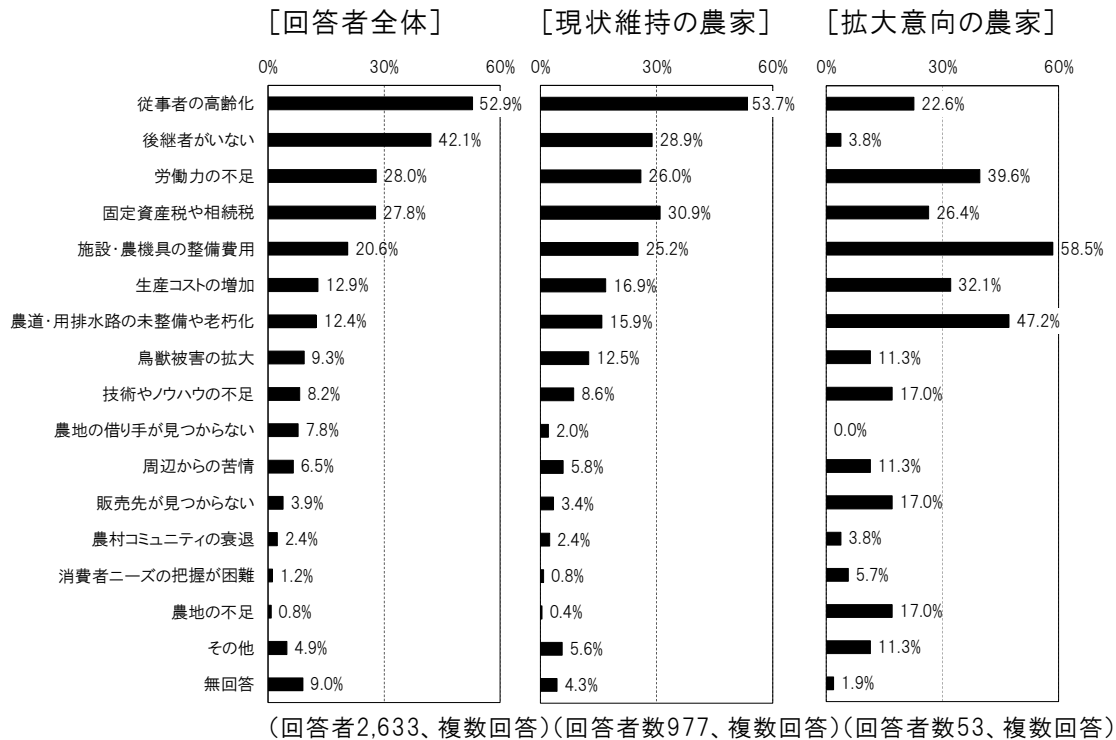
※(1)で「所有する農地は全て貸している」と「無回答」で回答した農家以外の(2,633戸)が対象

(4) 農業を行う上で困っていること

回答者全体では、「従事者の高齢化」が約53% (1,393戸)、「後継者がいない」が42% (1,108戸)と特に高い割合を占めています。

5年から10年後の経営規模が現状維持の農家は、「従事者の高齢化」に次いで、「固定資産税や相続税」の割合が高くなっています。

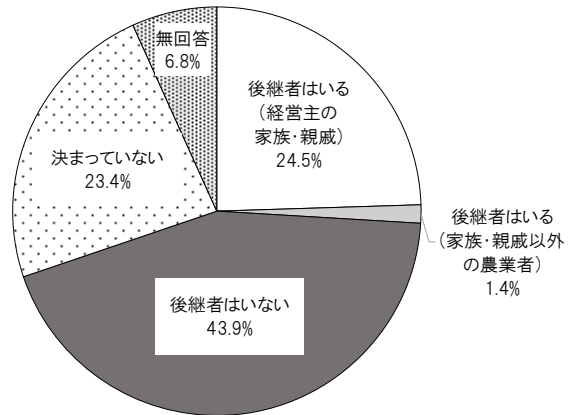
また、5年から10年後の経営規模が拡大意向の農家では、「施設・農機具の整備費用」、「農道・用排水路の未整備や老朽化」の割合が高く、施設整備への支援の必要性が考えられます。



※(1)で「所有する農地は全て貸している」と「無回答」で回答した農家以外の(2,633戸)が対象

(5) 農業後継者について

「後継者はいない」農家が約44% (1,155戸)であり、これに「決まっていない」農家約23% (617戸)を加えると、約67%の農家が農業継承の問題を抱えています。

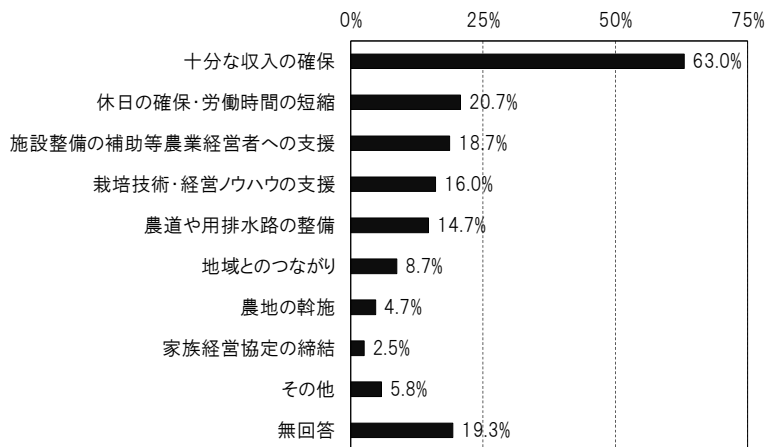


(回答者数2,633、単数回答)

※(1)で「所有する農地は全て貸している」と「無回答」で回答した農家以外の(2,633戸)が対象

(6) 農業後継者の確保、育成のために重要と考えられること

「十分な収入の確保」が約63%(1,660戸)と割合が特に高くなっています。

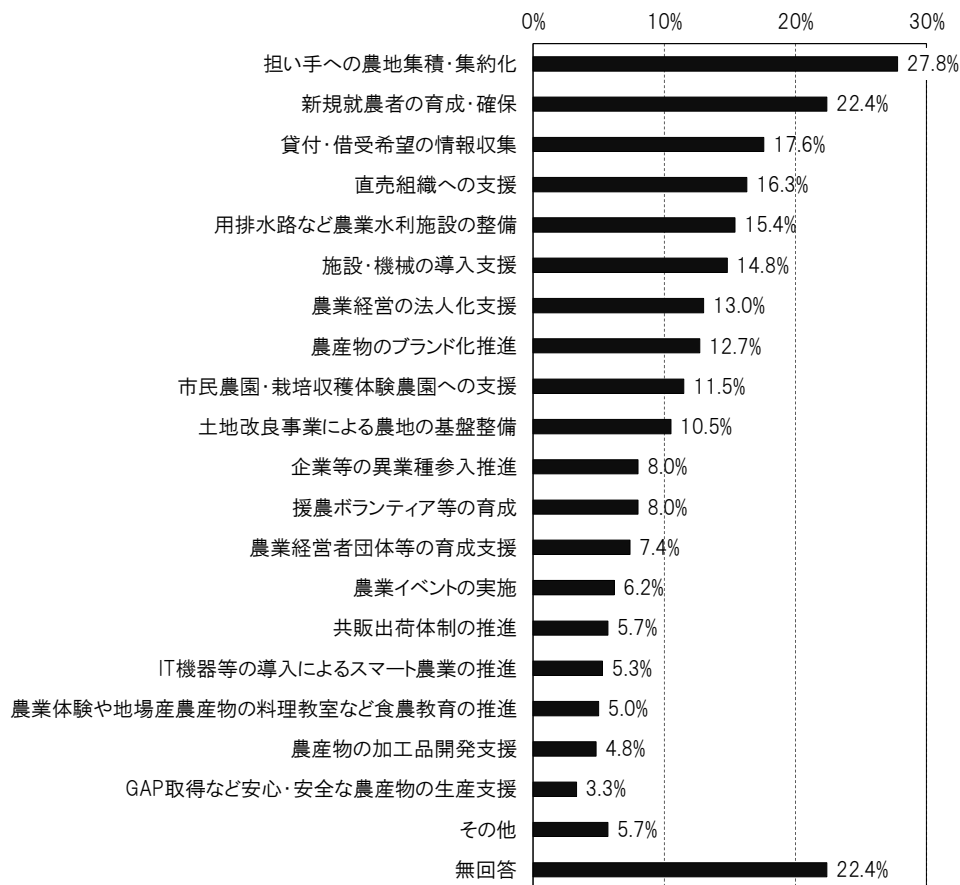


(回答者数2,633、複数回答)

※(1)で「所有する農地は全て貸している」と「無回答」で回答した農家以外の(2,633戸)が対象

(7) さいたま市の農業を存続・活性化していくために必要な取組

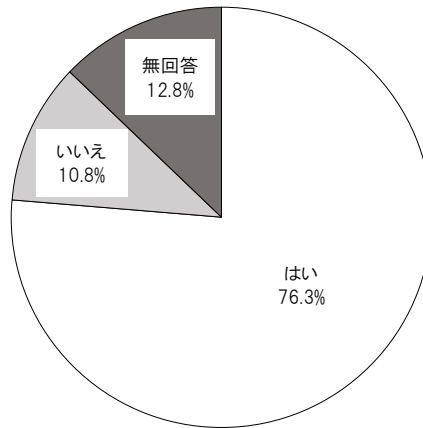
「担い手への農地集積・集約化」約28%(836戸)、「新規就農者の育成・確保」約22%(672戸)などの回答が多くなっています。



(回答者数3,006、複数回答)

(8)地域における農地の集積・集約化のための話し合いの必要性について

農地の集積・集約化のための話し合いの必要性を考える農家が8割近くを占めており、農家同士の話し合いの機会の提供や仕組みづくりが求められています。



(回答者数3,006、単数回答)

市民意識調査(令和元年度)

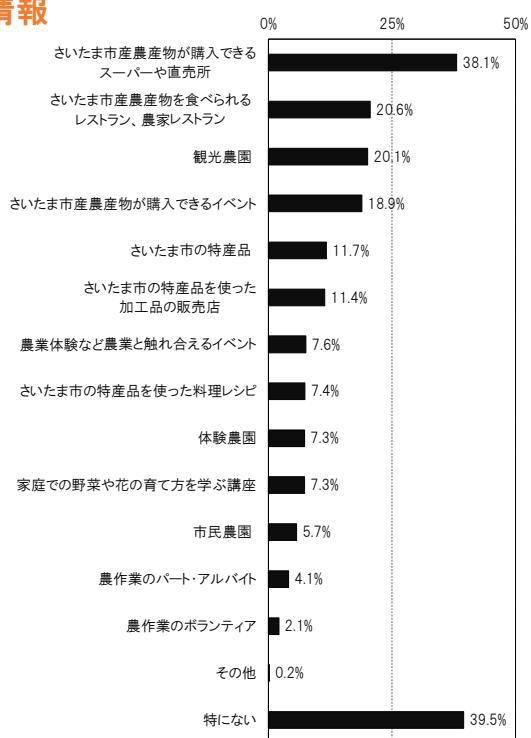
【調査の概要】

- 調査の目的:市が事業を推進するにあたり、迅速に市民意識を把握することができるよう、インターネット調査を活用し、さいたま市(市長公室)が実施した市民意識調査。
- 調査の対象:さいたま市在住の18歳~69歳以下の男女
18歳から69歳までの5年代層において、各年代の男女各100人、合計1,000人
- 調査の方法:インターネット調査(調査会社の登録モニターによるWEB調査)
- 調査の期間:令和元年(2019年)8月2日~8月7日

【調査の結果】

(1)さいたま市内の農業に関して興味がある情報

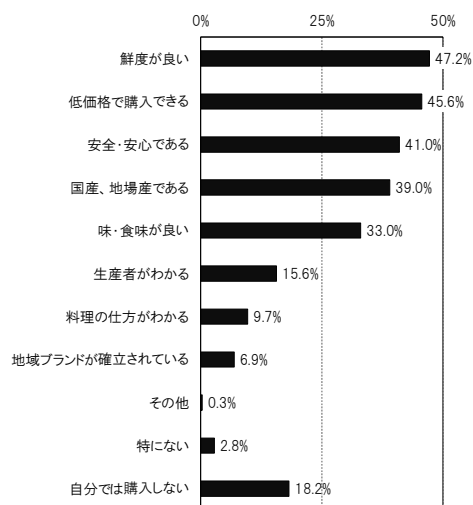
「さいたま市産農産物が購入できるスーパーや直売所」が約38%、「さいたま市産農産物を食べられるレストラン、農家レストラン」が約21%などを占めており、さいたま市産農作物の購入先や食べられるお店をより知ってもらう工夫が求められています。



(回答者数1,000、複数回答)

(2)農産物購入時に重視する点

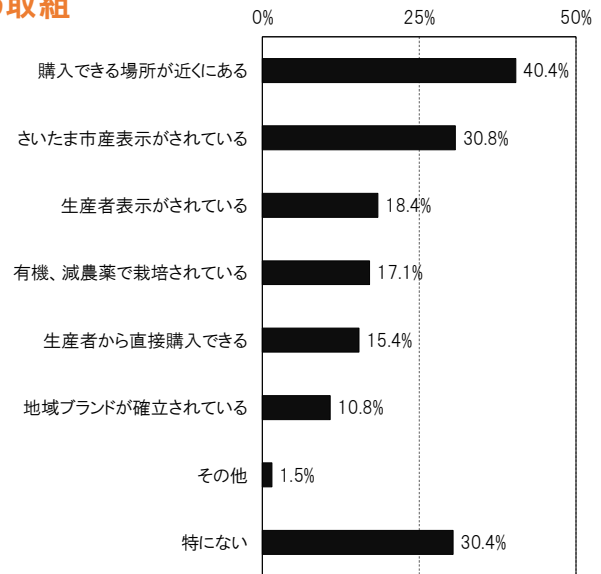
「鮮度がいい」(約47%)、「低価格で購入できる」(約46%)、「安全・安心である」(約41%)がそれぞれ4割を超えており、農産物の販売時にこれらを満たすような工夫が求められています。



(回答者数1,000、複数回答)

(3)さいたま市産農産物を購入しようと思う取組

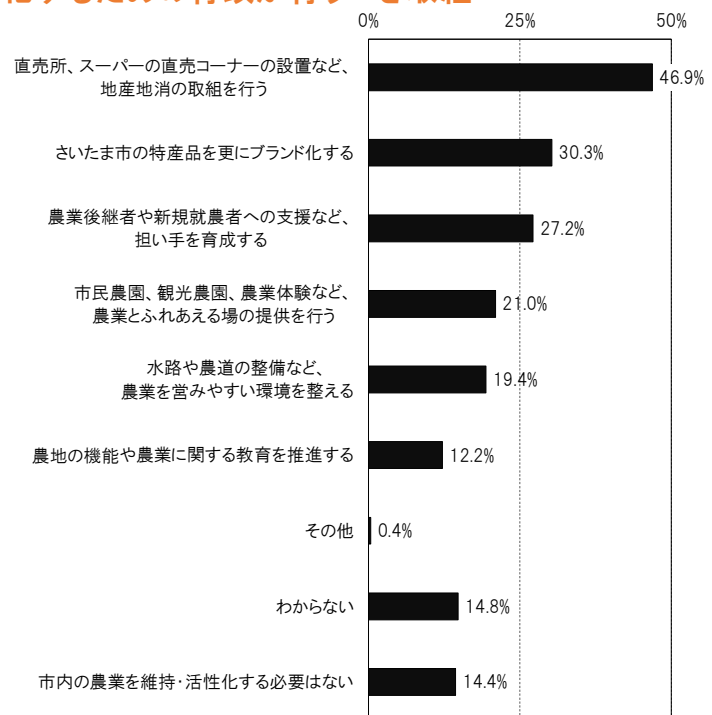
「購入できる場所(スーパーの直売コーナーなど)が近くにある」(約40%)ことや、「さいたま市産表示がされている」(約31%)ことで、さいたま市産農作物への購買意欲が向上すると考えられます。



(回答者数1,000、複数回答)

(4)さいたま市の農業を維持、活性化するための行政が行うべき取組

「直売所、スーパーの直売コーナーの設置など、地産地消の取組を行う」が約47%、「さいたま市の特産品を更にブランド化する」が約30%などとなり、今後、更に地産地消や特産品のブランド化を進める取組が必要です。



(回答者数1,000、複数回答)

6 さいたま市の農業の課題

さいたま市の農業は、首都圏という大消費地に立地するという特徴を有する一方で、市内の農家及び農地は減少を続けています。本市農業の特徴を活かした農業を、将来にわたり持続可能で魅力ある都市農業として確立することが最も重要な課題です。

① 担い手の確保・育成と農業経営の安定化

農家の減少、高齢化だけでなく、後継者不足という課題があります。農家意向・意識調査では、「後継者がいる」と回答した方は約26%にとどまっており、これからの担い手となる農業後継者や新規就農者を増やすことが課題です。

また、若い農業者や耕作面積が大きい農家を中心に、経営規模を拡大したい農家がいる一方で、農業後継者の確保・育成のために重要なこととして、「十分な収入の確保」と回答した方が約6割に上っており、農業経営の安定化に向けた支援が求められています。

② 地産地消の推進

市民意識調査によると、農産物を購入する際に重視するものとして「鮮度が良い」、「安全・安心である」を選択した方がいずれも4割を超え、「国産・地場産である」を選択した方も約4割おり、安全・安心な市内産農産物の生産が求められています。また、さいたま市の農業を維持・活性化するために市が行うと良いと思うことは、「地産地消の取組」が約47%と最も高くなっており、多様なチャンネルを活用した購入や利用機会の拡大など、市民の食と健康を支える地産地消の推進が求められています。

また、「さいたま市産農産物が購入できるスーパーや直売所」や「さいたま市産農産物が食べられるレストラン、農家レストラン」、「観光農園」など、さいたま市の農業に関する何らかの情報に関心があると回答した方が約6割を占めています。市民のニーズを踏まえ、市民が農業とふれあう機会（知る機会、食べる機会、体験できる機会など）を提供することが求められています。

③ 農地の保全と有効利用

耕地面積の減少は続いておりますが、都市農業振興基本法が施行され、農産物の供給だけでなく、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場、農業への理解の醸成など、都市農業の多様な機能の発揮が求められており、農地の保全が必要です。

農家意向・意識調査では、耕作していない農地がある又はなりそうな農地がある理由として、「土地の条件が悪い」が約28%となっています。また、さいたま市内には水路整備が不十分な地域があり、農業基盤の整備が求められています。



計画の方針

1 基本理念

農と都市が支え合う豊かな暮らしの実現

さいたま市は首都圏の中心に位置しているため、「大規模化」による農業の発展には限界があるものの、生産地と消費地とが近接しているため消費者やマーケットのニーズを捉えやすく、これまでも市民ニーズを踏まえた多様な生産・販売に取り組み、市民に新鮮で安全・安心な農産物を提供することで、市民の暮らしの質を高めてきました。また、市内に広がる農地は、生産面の役割にとどまらず、良好な景観の形成、環境の保全、防災、交流の場の提供など多面的な機能を有しており、都市化の進む本市の貴重な財産です。そのため「農と都市が支え合う豊かな暮らしの実現」を引き続き基本理念とし、このような暮らしを次世代に引き継いでいくため、持続可能で魅力ある都市農業の確立を目指します。



さいたま市 PR キャラクターつなが竜又ウと見沼田圃

「農」とは

さいたま市では「さいたま市都市農業の振興に関する条例」において、「農」は「農産物等の供給の機能及び多面的機能の双方の機能を有することにより、農業から生み出される価値の総体」と定義しています。

2 基本方針

基本理念の実現に向け、具体的な取組を進めるにあたり、基本方針及び3つの施策の柱を設定します。

持続可能で魅力ある都市農業の確立

施策の柱

施策の柱

1

担い手の確保・育成と 農業経営の安定化

農業者や就農希望者への支援等により、意欲ある担い手の確保・育成を進めるほか、担い手への農地の集約や先進技術の活用を推進し、収益性の高い農業経営を実現することにより、農業経営安定化に向けた支援に取り組めます。

施策の柱

2

地産地消の推進

地産地消の推進に向け、新鮮で安全・安心な農産物の供給を支援するとともに、農業の6次産業化や農産物のブランド化に取り組めます。また、「農」のある暮らしの豊かさを共有できるよう、子どもから大人まで、都市住民が農業に触れ合う機会の拡大を図ります。

施策の柱

3

農地の保全と有効利用

農地を確保し、農地の有効利用を図るため、生産基盤の整備及び営農のための保全活動支援を推進します。

3 施策の体系

基本方針	施策の柱	個別施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">持続可能で魅力ある都市農業の確立</p>	<p style="text-align: center;">1</p> <p>担い手の確保・育成と 農業経営の安定化</p>	<p>(1) 担い手の確保・育成</p> <p>(2) 農業経営の安定化</p>
	<p style="text-align: center;">2</p> <p>地産地消の推進</p>	<p>(1) 流通システムの整備</p> <p>(2) 高付加価値化の推進</p> <p>(3) 農のあるまちづくりの推進</p>
	<p style="text-align: center;">3</p> <p>農地の保全と有効利用</p>	<p>(1) 農環境の整備と維持</p> <p>(2) 遊休農地対策</p>

重点事業	目標指標
<ul style="list-style-type: none"> ① 認定農業者の確保・育成 ② 認定新規就農者の確保・育成 ③ 就農に向けた農業研修の実施 ④ 新規参入者への支援 ⑤ 農業後継者育成支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ① 担い手への農地集積・集約化 ② スマート農業の推進 ③ 見沼農業振興事業 ④ 農業経営法人化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者経営体数 ・ 新規就農者総数 ・ 担い手への農地の集積率 ・ 担い手への賃借権等の設定面積 (権利設定期間 10 年以上) ・ 農業者がICT等を活用した農業技術又は機器を導入した件数 ・ 農業参入した法人数
<ul style="list-style-type: none"> ① 地元小売店における地場産農産物コーナー設置の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元小売店における地場産農産物コーナーの設置率
<ul style="list-style-type: none"> ① さいたまブランドの推進 ② 6次産業化推進事業、農商工連携推進事業 ③ 農情報の積極的な発信 ④ 安全・安心な農産物生産の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地場産農産物の加工品販売店舗数 ・ 農業交流施設の整備
<ul style="list-style-type: none"> ① 農業交流施設の整備 ② 学校給食への取組支援 ③ 市民農園、栽培収穫体験農園の推進 ④ 援農ボランティア事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食への地場産農産物の利用 ・ 市民農園開設支援数
<ul style="list-style-type: none"> ① 農業基盤整備事業 ② 農業用水路整備事業 ③ 多面的機能支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤整備地区内の担い手への農地の集積率 (新規事業地区) ・ 農業用水路整備箇所数
<ul style="list-style-type: none"> ① 遊休農地の発生防止対策 ② 景観作物による遊休農地活用 ③ 利用権設定等促進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多面的機能支援事業の活動面積 ・ 遊休農地の発生防止



施策の内容

担い手の確保・育成と農業経営の安定化

現況と課題

【現況】

都市化の進展や社会・経済情勢の変化に伴い、さいたま市の農業就業人口は減少傾向にあり、併せて、農業従事者の高齢化や農業後継者不足も進んでいます。また、耕作面積が1.0ha未満の小規模な農家が多く見られることもさいたま市の農業の特徴です。

農家意向・意識調査で、今後の経営規模について、年齢が若いほど、耕作面積が大きいほど、拡大意向を持つ農家が多い傾向が見られます。

【課題】

- ▶ 農家意向・意識調査によると、「後継者はいる」と回答した方は25.9%にとどまります。
- ▶ 農家意向・意識調査によると、「従事者の高齢化」「後継者がいない」「労働力不足」を課題に挙げる回答が多く見られます。
- ▶ 農家意向・意識調査によると、農業後継者の確保、育成のためには「十分な収入の確保」が重要との回答が半数を超えます。
- ▶ 農家意向・意識調査によると、農地の拡大意向がある農家では、「施設・農機具の整備費用」を課題とする回答が約6割と最も多く挙げられています。

施策の概要

将来にわたり持続可能な農業を目指し、農業の担い手への支援や農業経営の安定化に向けて、次の2つの施策を推進します。

(1) 担い手の確保・育成

新たな認定農業者の確保や農業後継者の育成・支援を行います。

(2) 農業経営の安定化

効率的かつ安定的な農業経営の実現に向け、担い手への農地集積・集約化やスマート農業の取組を推進します。

個別施策(1) 担い手の確保・育成

意欲ある新たな担い手を確保・育成するため、認定農業者や認定新規就農者、農業後継者への支援を行います。また、新規就農希望者向けに栽培技術の研修を開催するなど農業への新規参入を推進します。

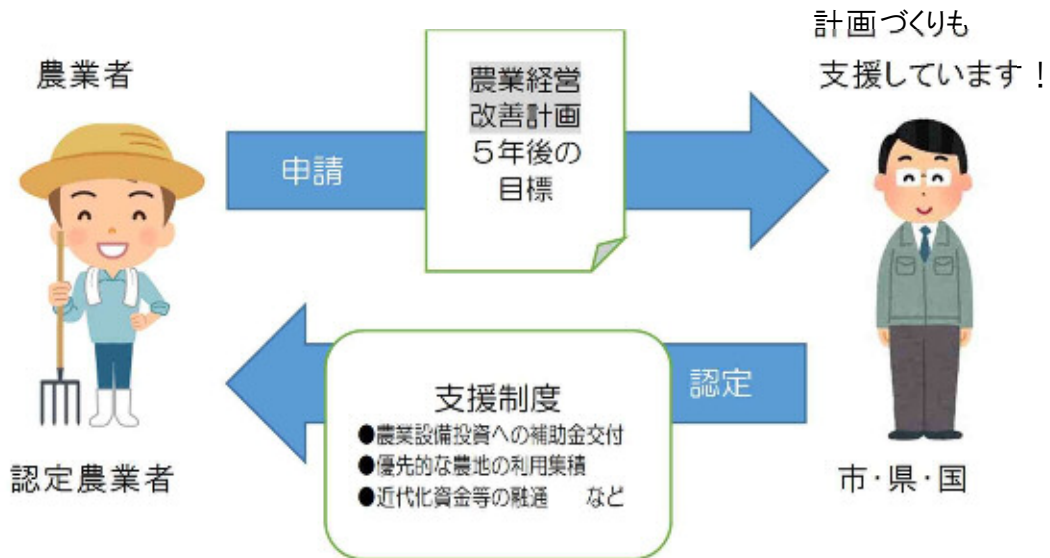
【具体的な取組】

具体的な取組		重点事業	担当部署
①	認定農業者の確保・育成	①	農業政策課
②	認定新規就農者の確保・育成 <small>新規</small>	②	農業政策課
③	就農に向けた農業研修の実施	③	農業政策課
④	新規参入者への支援	④	農業政策課
⑤	農業後継者育成支援事業	⑤	農業政策課
⑥	農業次世代人材投資資金		農業政策課

『認定農業者』とは

認定農業者とは、5年後の目標を記載した農業経営改善計画を市(又は県・国)に提出し、その計画が認定された農業者を指します。

認定農業者になると、補助金等の支援制度があります。



問合せ：農業政策課



農業後継者団体(さいたま市農業青年協議会)

個別施策(2) 農業経営の安定化

効率的かつ安定的な農業経営の実現、栽培技術向上のため、担い手への農地の集積・集約化、生産現場での先進技術の活用支援、農業者向けの講習会、土壌診断などを実施します。

【具体的な取組】

具体的な取組		重点事業	担当部署
①	担い手への農地集積・集約化	①	農業政策課
②	スマート農業の推進	②	農業政策課 見沼グリーンセンター
③	見沼農業振興事業	③	農業政策課
④	農業経営法人化の推進	④	農業政策課
⑤	農業経営者団体等への支援		農業政策課 見沼グリーンセンター
⑥	畜産振興事業		農業政策課
⑦	農業経営安定化のための試験栽培 新規		見沼グリーンセンター
⑧	土壌診断事業 新規		見沼グリーンセンター
⑨	農業者向け講習会の実施		農業政策課 見沼グリーンセンター
⑩	農業制度資金利子補給事業		農業政策課

具体的な取組		重点事業	担当部署
⑪	経営所得安定対策推進事業		農業政策課
⑫	エコ農業直接支援事業		農業政策課

『スマート農業』とは

インターネットや環境センサーなどを組み合わせた情報通信技術、ドローンなどのロボット技術、人工知能(AI)などを活用する農業をスマート農業といいます。先端技術の活用により、勘や経験などに頼りながら行ってきた農作業の省力化や、生育環境を最適化することで、生産量や品質の向上などにつながり、また、農業技術の伝承にも役立つと期待されます。

現在、自動操舵トラクター、高性能田植え機・コンバイン、リモコン草刈り機などのロボット農機、アシストスーツ、ドローン、水田の水管理システム、環境モニタリング装置、複合環境制御装置、作業等のデータ管理システムなど様々な機器・技術が実用化されており、著しい速度で開発が進んでいます。



見沼グリーンセンターにおけるスマート農業技術の活用試験の模式図

問合せ：見沼グリーンセンター

見沼グリーンセンターの取組

見沼グリーンセンターでは、スマート農業を振興するため展示温室での試験栽培を行っており、研修会の開催等を通じて、生産者への情報提供などを行っています。

展示温室では栽培棟内に各種センサーやカメラを設置し、取得データをクラウド上で保存することで圃場環境を「見える化」しています。職員は、栽培環境や生育状況を遠隔地から確認し、管理方法を必要に応じて改善することで、収量や品質の向上を目指す試験を行っています。

今後、見沼グリーンセンターでは、試験結果を基に経営モデルを作成し、農業者及び新規就農者に指導・情報提供を行っていく予定です。

展示温室は、随時視察・見学を受け付けています。



試験圃場の様子



圃場のセンサー



通信・操作パソコン



機器類の制御盤

問合せ：見沼グリーンセンター

施策の柱

2

地産地消の推進

現況と課題

【現況】

市民意識調査によると新鮮で安全・安心な地場産農産物への市民ニーズは高く、地産地消の推進が求められています。

また、特産品として、さいたま市発祥のさつまいも^{べにあか}「紅赤」を始めとして、くわい、チコリ、木の芽の他、近年ではレストランのニーズに応えるため生産が始まったヨーロッパ野菜が注目を集めています。

地産地消の日を制定し、農に関する情報発信を強化するなど、市民が農にふれあう機会の拡大に取り組んでいます。

【課題】

- ▶市民意識調査によると、市内農業に関する何らかの情報に関心があると回答した方が6割以上おり、積極的な情報提供が求められています。
- ▶市民意識調査によると、購入できる場所が近くにあれば地場産農産物を購入しようと思うと回答した方が最も多いことから、地場産農産物コーナー等を拡大していくことが求められています。
- ▶紅赤やヨーロッパ野菜などさいたま市特産品の認知度を高め、更なるブランド化を進める取組が必要です。

施策の概要

市民が求める新鮮で安全・安心な地場産農産物を提供するとともに市民が農とふれあう機会を拡大するため、次の3つの施策を推進します。

(1) 流通システムの整備

地場産農産物の販売先を確保するため、地場産農産物コーナーの拡大に取り組むなど、流通システムを整備します。

(2) 高付加価値化の推進

安全・安心な農産物生産や地場産農産物を活用した商品開発への支援、農情報の発信などを行います。

(3) 農のあるまちづくりの推進

農産物直売所や農業研修施設等を備えた農業交流施設の整備や市民農園の開設支援等を推進します。

個別施策(1) 流通システムの整備

地場産農産物の販売先を拡大するため、地元小売店における地場産農産物コーナーの設置を推進します。また、地場産農産物の出荷先確保のため、直売所に関する支援や市場に対する支援を実施します。

【具体的な取組】

具体的な取組		重点事業	担当部署
①	地元小売店における地場産農産物コーナー設置の推進	①	農業政策課
②	直売所支援事業		農業政策課
③	直売団体育成事業		農業政策課
④	共販出荷体制の推進		農業政策課
⑤	卸売市場整備事業		農業政策課

毎月19日は地産地消の日

さいたま市では、令和2年6月より毎月19日を「地産地消の日」に制定しました。

地産地消に関する情報発信、イベント・講習会の開催、保育園・学校給食での市内産農産物の活用推進や普及啓発活動などを行います。これらの取組を通じて、市内産農産物の認知度向上、生産者への経営支援及び市民が市内産農産物へ触れ合う機会の創出など、地産地消の更なる推進を行います。



問合せ：農業政策課

IV. 施策の内容



市民の森農産物直売所

個別施策(2) 高付加価値化の推進

地場産農産物の付加価値向上のため、6次産業化やブランド化に向けた取組を支援します。また、ガイドブック等による地産地消に係る農情報の発信など、地産地消の取組のPRを推進します。

【具体的な取組】

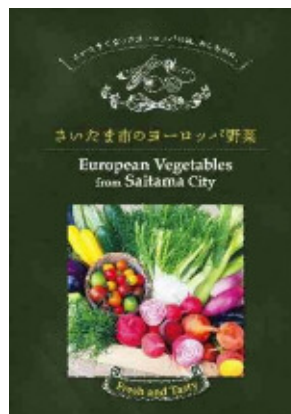
具体的な取組		重点事業	担当部署
①	さいたまブランドの推進	チラシやイベント等での地場産農産物のPR及び地場産農産物を活用した加工品の開発支援など	農業政策課
②	6次産業化推進事業、農商工連携推進事業	農業者による農産物加工・販売及び農商工連携による地場産農産物の商品化への支援	農業政策課
③	農情報の積極的な発信	直売所や観光農園等を紹介した農情報ガイドブックの作成及びインターネット等を活用した農情報の積極的な発信	農業政策課
④	安全・安心な農産物生産の推進	第三者認証GAP取得に向けた取組への支援及び安全で安心な農産物の生産に必要な農業知識や技術の普及	農業政策課
⑤	ニーズ対応型農業の推進	市場ニーズに沿った農産物の生産の推進	農業政策課



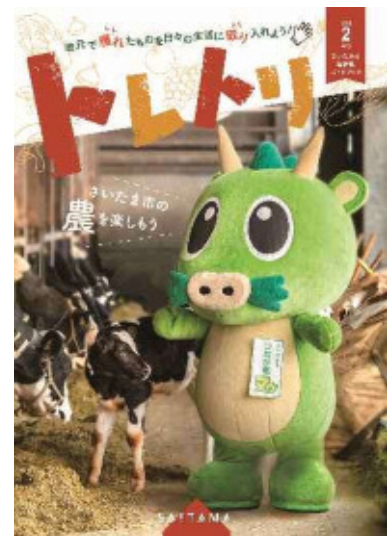
紅赤発祥 120 周年記念シンポジウム



紅赤マルシェ



ヨーロッパ野菜
PR リーフレット



さいたま市農情報
ガイドブック「トレトリ」

個別施策(3) 農のあるまちづくりの推進

農の持つ伝統的な文化や豊かな自然を都市住民に伝え、農のある暮らしの豊かさを都市住民と共有できるよう、地産地消の日を制定し、農の魅力を発信する機会を増やすとともに、農業交流施設の整備や、市民農園の開設支援、体験教室の開催により、市民が農とふれあう機会を提供します。

【具体的な取組】

具体的な取組		重点事業	担当部署
①	農業交流施設の整備 新規	農産物直売所や農業研修施設等を備え、周辺の公共施設や市民農園・観光農園等と連携した農業交流施設の整備	① 農業政策課
②	学校給食への取組支援	さいたま市学校給食統一献立への地場産食材の使用や地元生産者と栄養教諭・学校栄養職員の情報交換会の開催等の学校給食における地場産農産物の利用促進	② 農業政策課 健康教育課
③	市民農園、栽培収穫体験農園の推進	見沼グリーンセンターにおける市民農園の運営及び農業者等が開設する市民農園、栽培収穫体験農園の開設支援	③ 農業政策課 見沼グリーンセンター
④	援農ボランティア事業	農業に関する知識と技術を身につけ、農産物の生産現場で活躍できる人材(援農ボランティア)の育成研修の実施及び農業者への援農ボランティアの紹介	④ 見沼グリーンセンター
⑤	都市農地の活用 新規	都市農地貸借円滑化法による都市農地の有効活用支援	農業政策課
⑥	農業イベントの実施	農産物の直売や展示等を行うイベント(農業祭、アグリフェスタ、春の園芸まつり等)の開催	農業政策課 見沼グリーンセンター 農業者トレーニングセンター
⑦	農業体験教室の実施	農家やNPO法人等の協力のもと、小学生が米作りや里芋作り体験をする「ふれあい・夢ファーム」や児童体験農園及び見沼グリーンセンターにおける親子農業体験教室の実施	農業政策課 見沼グリーンセンター 健康教育課

具体的な取組		重点事業	担当部署
⑧	食(郷土料理)と農を楽しむ体験イベントの開催	「旬」の地場産農産物を使用した料理講習会の開催	農業政策課
⑨	学校教育ファーム制度の活用	全市立小・中学校の近隣農地、または学校敷地内の一部を活用した米や野菜等の植え付けから収穫までの農作業体験学習の実施	農業政策課

『援農ボランティア制度』とは

農業の応援団として、生産現場で作業の手伝いを行うために、農家で活躍できる人材を育成する制度です。

援農ボランティアには、農業に関心をもつ 65 歳未満の市民が、栽培技術を学ぶ農業研修(講義・実技)を終了すると登録することができます。



援農ボランティア事業農業研修

問合せ：見沼グリーンセンター

都市農地の貸借について

都市農地(市街化区域内農地のうち、生産緑地地区の区域内の農地)は、都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する生産面の役割だけでなく、防災空間や緑地空間など多面的な機能を有していることから、都市に「あるべきもの」とされています。

しかし、農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市農地の機能を十分に発揮していくためには、都市農地の所有者だけでなく、都市農地を借り受ける意欲ある都市農業者に有効に活用していただくことも重要です。

このため、平成30年に都市農地貸借円滑化法(都市農地の貸借の円滑化に関する法律)が施行され、都市農地の貸し借りがしやすくなりました。さいたま市も、市民農園開設(特定都市農地貸付)等の支援を行っています。



都市農地の市民農園

問合せ：農業政策課



料理講習会



農業祭

農地の保全と有効利用

現況と課題

【現況】

さいたま市には、首都圏近郊の大規模緑地帯である見沼田圃だけでなく、荒川、綾瀬川、元荒川流域に広がる豊かな水田地帯が県内有数の米の生産地帯になっているなど、貴重な優良農地が広がっています。

他方、さいたま市の農地は都市化の進展に伴い宅地・道路などへ転用され減少し続けており、農業従事者の減少により遊休農地も発生しています。

【課題】

- ▶ 農家意向・意識調査によると、農地の拡大意向がある農家の半数近くが、「農道・用排水路の整備」を課題に挙げており、設備の老朽化が進んでいると考えられることから、営農環境を改善していくことが求められています。
- ▶ 農家意向・意識調査によると、経営規模を現状維持と考える農家の半数以上が「従事者の高齢化」を課題に挙げており、「後継者がいない」「労働力の不足」との回答も3割程度あることから、農地の維持・保全が今後一層困難な状況になると考えられます。

施策の概要

農地を保全し、営農環境を整備することで、市内で農業を続けられる環境を整えるとともに、今後も農地の有する多面的機能が維持されるよう、次の2つの施策を推進します。

(1) 農環境の整備と維持

農業用水路などの農業水利施設の整備や土地改良事業を進めることで、農業環境の保全、整備を推進します。

(2) 遊休農地対策

農地を有効活用し、農地の有する多面的機能を維持するため、遊休農地の発生防止対策を行います。

個別施策(1) 農環境の整備と維持

営農環境を維持・改善していくため、農業基盤整備や農業用水路整備を実施します。また、農地の有する多面的機能が維持されるよう地域の活動を支援します。

【具体的な取組】

具体的な取組			重点事業	担当部署
①	農業基盤整備事業	農業生産性向上に向けた、農業用施設の改修及び農地の区画拡大等の整備	①	農業環境整備課
②	農業用水路整備事業	安定した用水の確保及び排水機能の強化を図るための水路整備	②	農業環境整備課
③	多面的機能支援事業	農地の多面的機能発揮に向けた地域における共同活動への支援	③	農業環境整備課
④	農業用水路管理事業 <small>新規</small>	農業用水路の維持管理及び関連農業団体等への支援		農業環境整備課
⑤	農業振興地域整備事業	農業振興地域整備計画に基づく、農業生産に必要な農用地の確保、保全		農業環境整備課

『多面的機能支援事業』とは

農業・農村は、国土の保全や水源のかん養などの多面的機能を有しています。

将来にわたって多面的機能が十分に発揮されるよう、地域ぐるみで農地や農業用施設を保全・管理する活動に対して支援を行っています。



水路脇の草刈り



水路の補修

IV. 施策の内容



田んぼの生き物調査



地域の植栽活動

問合せ：農業環境整備課

個別施策(2) 遊休農地対策

農地の保全と有効利用を図るため、農業委員会と連携し、遊休農地の発生防止に向けた対策を実施します。また、農地の貸し借りを仲介し、農地の貸借を推進します。

【具体的な取組】

具体的な取組		重点事業	担当部署
①	遊休農地の発生防止対策	遊休農地所有者への意向調査結果を農地中間管理機構へ通知及び農地所有者への適正管理通知の実施	農業委員会
②	景観作物による遊休農地活用	遊休農地を活用した農業委員及び農地利用最適化推進委員による景観作物(菜の花)の栽培	農業委員会
③	利用権設定等促進事業	農業委員会の地域での広報活動等による貸借の推進	農業委員会
④	農用地景観形成作物栽培支援事業	レンゲ・コスモス・ソルガム等の景観作物や緑肥の作付への支援	農業政策課
⑤	農地・農家台帳システムの管理	農地に関する情報の収集・整理・提供を目的とする農地・農家台帳システムの保守・運用	農業委員会

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について

農地の貸借には、農地法第3条の許可を受ける方法の他に、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権を設定する方法があります。利用権設定では、貸借期間が満了すれば、所有者(貸し手)に農地が自動的に返還されるため、安心して農地の貸し借りができます。

農地を荒廃させる前に、農業経営基盤強化促進法の利用権設定による農地の貸し借りを活用しましょう。

メリット

- ・農地法の許可は不要です。
- ・貸借期間は、貸し手・借り手の間で自由に決めることができます。
- ・貸した農地は貸借期間が満了すれば、離作料を払うことなく返ってきます。
- ・借りた農地は期間中、安心して耕作ができます。
- ・更新の手続きをすれば、引き続き農地の貸し借りができます。
- ・農業経営の規模拡大が図れます。

問合せ：農業委員会事務局農業振興課



景観作物(菜の花)の栽培

目標指標

持続可能で魅力ある都市農業の確立に向け、目標指標を設定します。

施策の柱
1

担い手の確保・育成と農業経営の安定化

令和元年度 (基準年)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (中間)	令和12年度 (最終)
①認定農業者経営体数 【農業政策課】						
212経営体	238 経営体	251 経営体	264 経営体	277 経営体	290経営体	355経営体
②新規就農者数 【農業政策課】						
16人	15人	15人	15人	15人	15人 (5年累計75経営体)	15人 (10年累計150経営体)
③担い手への農地の集積率 新規 【農業政策課】						
13.5%	15.8%	16.9%	18.0%	19.2%	20.3%	26.0%
④担い手への賃借権等の設定面積(権利設定期間10年以上) 新規 【農業政策課】						
4ha	2ha	2ha	2ha	2ha	2ha (5年間累計10ha)	2ha (10年間累計20ha)
⑤農業者がICT等を活用した農業技術又は機器を導入した件数 新規 【農業政策課】						
3件	3件	3件	3件	3件	3件 (5年間累計15件)	3件 (10年間累計30件)
⑥農業参入した法人数 【農業政策課】						
2件	2件	2件	2件	2件	2件 (5年間累計10件)	2件 (10年間累計20件)

施策の柱
 2

地産地消の推進

令和元年度 (基準年)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (中間)	令和12年度 (最終)
①地元小売店における地場産農産物コーナーの設置率 新規 【農業政策課】						
36.3%	37.7%	39.0%	40.4%	41.8%	43.2%	50.0%
②地場産農産物の加工品販売店舗数【農業政策課】						
3店舗	2店舗	2店舗	2店舗	2店舗	2店舗 (5年間累計10店舗)	2店舗 (10年間累計20店舗)
③農業交流施設整備 新規 【農業政策課】						
整備手法の検討	令和2年度の 検討結果 より、目標を 設定	令和2年度の 検討結果 より、目標を 設定	令和2年度の 検討結果 より、目標を 設定	令和2年度の 検討結果 より、目標を 設定	令和2年度の検 討結果より、目 標を設定	令和2年度の検 討結果より、目 標を設定
④学校給食への地場産農産物の利用 新規 【農業政策課、健康教育課】						
推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進
⑤市民農園開設支援数【農業政策課】						
0件	2件	2件	2件	2件	2件 (5年間累計10件)	2件 (10年間累計20件)

 施策の柱
 3

農地の保全と有効利用

令和元年度 (基準年)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (中間)	令和12年度 (最終)
①基盤整備地区内の担い手への農地の集積率(新規事業地区) 新規 【農業環境整備課】						
13.7%	18.9%	24.1%	29.3%	34.5%	39.7%	71.7%
②農業用水路整備箇所数 新規 【農業環境整備課】						
6箇所	5箇所	7箇所	7箇所	8箇所	8箇所 (5年間累計35件)	10年間で 80箇所の整備
③多面的機能支援事業の活動面積 新規 【農業環境整備課】						
396ha	396ha	459ha	459ha	459ha	497ha	622ha (農振農用地の25%)
④遊休農地の発生防止【農業委員会】						
推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進



さいたま市農業振興ビジョンの
推進に向けて

1 各主体の役割

本ビジョンの推進は、さいたま市都市農業の振興に関する条例に基づき、行政、農業者、農業関係団体、事業者、市民がそれぞれの役割を果たすと共に連携しながら都市農業の振興を図っていきます。

